

## 5 伝統工芸を取り巻く現況と課題（課題解決に向けた体制支援）

### (1) 取組の実施体制に対する支援

#### ア 産地組合・製造事業者の体制に関する現状及び課題

前述の項細目4(2)～(4)において、需要の拡大、後継者の確保及び原材料・用具等の確保といった産地の課題解決に向けた取組を産地組合・製造事業者が実施し、地方自治体が産地組合・製造事業者の取組を後押ししている等の実態がみられた。

その一方で、前述の項細目で整理したとおり、伝統工芸品産業においては、需要の減少や後継者の不足といった課題に直面しており、これら課題が産地組合や製造事業者の体制に影響を及ぼしているものと想定される。

当省が調査対象とした産地組合・製造事業者における体制の状況を整理すると、調査対象とした産地組合36組合においては、表5-(1)-①のとおり、補助金の申請書類の作成等を担う組合事務局の事務職員数が1人から3人となっている産地組合が26組合(72.2%)と最も多くなっており、事務職員がいない組合も4組合(11.1%)存在した。また、調査対象とした製造事業者42事業者においても、表5-(1)-②のとおり、従事者数が4人以下となっているものが17事業者(40.5%)と最も多くなっていた。

表 5-(1)-① 産地組合事務局における事務職員数

職員数	0人	1～3人	4～8人
産地組合の数(%)	4(11.1%)	26(72.2%)	6(16.7%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「職員数」は、書類作成等の事務に携わるものと考えられる事務局長及び事務職員(専任)の合計数であり、理事等事務局長以外の組合役員数は除いている。

表 5-(1)-② 製造事業者の従事者数

従事者数	1～4人	5～9人	10～19人	20人～	不明等
製造事業者の数	17	11	6	5	3
(%)	(40.5%)	(26.2%)	(14.3%)	(11.9%)	(7.1%)

(注) 当省の調査結果による。

当省が調査対象とした産地組合・製造事業者においても、表5-(1)-③のとおり、体制が取組の支障となっていることから、新たな取組を実施することは困難としている事例もみられた。

表 5-(1)-③ 産地組合等の体制が取組の支障となっている事例

No.	実施主体	内容
1	産地組合	産地組合の組合員数が10事業者と少なく、その事業者も零細であることから、組合収入に乏しく、財政的にも弱い。産地組合としては、財政的にも体制的にも体力がなく、自ら事業を実施できない状況にある。
2	製造事業者	職人としての注文に応えるための仕事も忙しいが、産地組合の理事長としての仕事もあり多忙。そのため、1職人としての新規の商品開発等にはとても手が回らず、特段の事業展開は実施できていない。

		また、仮に、事業の実施に当たって補助事業を利用する場合も、当然ながら申請、報告等の書類作成作業が伴うものの、普段から書類作業をしておらず、組合における補助金の申請等の作業状況をみていると、1職人として自分自身でそれを行うことは、とても可能とは考えられず、補助事業を利用しようとも思っていない。
3	産地組合	産地組合では、需要の拡大や後継者の確保といった取組を実施できていない状況にある。 産地組合が所在する市区町村の担当者は、「産地組合員の高齢化等の状況を踏まえると、組合が自ら事業を実施することは困難ではないか。」としている。

(注) 当省の調査結果による。

また、前述の項細目で整理したとおり、伝統工芸品産業の振興に向けて産地組合・製造事業者の取組を後押しするための主な支援制度としては、経済産業省が伝統的工芸品の産地組合・製造事業者等を対象とした伝産補助金を用意しているところである。

しかし、調査対象とした伝統的工芸品の産地組合の一部からは、表5-(1)-④のとおり、組合事務局の体制のせい弱さから、申請手続が負担となり伝産補助金の活用を断念したり、今後の伝産補助金を活用した事業実施の継続が危ぶまれているとする事例もみられた。

表 5-(1)-④ 体制のせい弱さを要因として、事務手続の負担感から伝産補助金の活用を断念したり、今後の活用継続が危ぶまれている事例等

No.	実施主体	内容
1	産地組合	産地組合は、提出書類が多く事務が煩雑である等のため、週3日勤務の事務職員1人では対応することが極めて困難として、平成29年度以降、伝産補助金を活用した取組の実施（展示会の開催等）を断念している。 また、産地組合が所在する市区町村の担当者からは、「必要最小限の人数の事務局体制で運営せざるを得ない産地組合にとって、伝産補助金の申請手続事務等の負担は大きい。国の伝統工芸振興施策について、その担い手である産地組合が活用することは困難な状況が見受けられることから、その状況への対応等が図られれば、施策も有効活用されるのではないか。」という意見も聴かれた。
2	産地組合	産地組合は、平成29年度まで伝産補助金を活用した事業を実施していたが、産地組合の規模が小さく、組合員も高齢者が多いことから、補助金の活用に当たって必要な書類作成業務が負担となっており、「今後、しばらくは補助事業を実施しない。」としている。
3	産地組合	産地組合には専任の事務職員がおらず、補助金の申請事務等は、国の指定を受ける際に関係事務を委託していた外部事業者（コンサルタント）が無償で実施している。同事業者は、産地組合の申請事務等について、使命感から引き受けているものの、いつまでも無償でできる自信はないとしており、このままでは将来的に取組を継続できないおそれがある。

(注) 当省の調査結果による。

## イ 産地組合における伝産補助金等の支援制度の活用状況

### (7) 支援制度の活用に関する実態とあい路

上記アで整理したとおり、産地組合によっては、組合事務局の体制のせい弱さから、申請手続が負担となり支援制度の活用や事業の実施が困難としている等の状況がみられた。需要の減少等に伴う生産額や従事者数の減少といった伝統工芸品産業が直面する現状を踏まえると、産地組合等の体制は今後、更に弱体化していく可能性も考えられる。このため、産地組合が、産地の課題を解決するために補助金を活用して新たな取組を実施しようとしても、その事務局体制のせい弱さによる事務手続の負担感ゆえに補助金の活用を諦め、取組を行えず、課題の解決に至らないことから更に産地が衰退するという負の連鎖も起こり得るものと考えられる。

また、当省が調査対象とした伝統工芸品の中では、31品目が伝統的工芸品としての指定を受けているが、表5-(1)-⑤のとおり、伝産補助金の申請の前提となる振興計画を作成している産地組合は令和元年度時点で64.5%、加えて伝産補助金を活用して事業を実施している産地組合は58.1%となっている。

表 5-(1)-⑤ 振興計画の策定状況と伝産補助金の活用状況

振興計画を策定している産地組合の数 (%)	20 (64.5%)
うち補助事業を実施している産地組合の数 (%)	18 (58.1%)
うち補助事業を実施していない産地組合の数 (%)	2 (6.5%)
振興計画を策定していない産地組合の数 (%)	11 (35.5%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした伝統工芸品37品目のうち、伝統的工芸品に指定されている31品目に係る産地組合について調査した。

3 伝統的工芸品31品目のうち1品目については、複数存在する産地組合から2組合を調査したが、調査対象とした組合が加盟する産地組合の連合会が振興計画を策定しているため、本表での合計は31産地組合となる。

4 ( ) 内の割合は小数第2位を四捨五入しているため、「振興計画を策定している産地組合の数」の割合(64.5%)は、内訳の割合の合計と一致しない。

### (4) 伝産補助金の活用促進に向けた現状の支援制度と産地の意見

経済産業省は、平成28年度に、振興計画等の計画策定時の考え方や補助金を申請する際に必要な申請書の書き方のポイントを解説した「伝統的工芸品産業の自立化に向けたガイドブック」(平成28年12月。以下「伝産ガイドブック」という。)を作成し、公表している。

当省が調査対象とした伝統的工芸品の産地組合32組合のうち、表5-(1)-⑥及び⑦のとおり、約31%は伝産ガイドブックの内容を認知し、役に立っていると回答している。このほか、当省が調査対象とした産地組合の25%は、伝産ガイドブックの内容そのものを認知していなかったものの、当省の調査を契機として伝産ガイドブックを確認し、今後活用していきたいと回答している。

表 5-(1)-⑥ 産地組合における伝産ガイドブックの認知・活用状況

区分		産地組合の数 (%)
伝産ガイドブックを認知している		15 (46.9%)
	伝産ガイドブックが役に立っている	10 (31.3%)
	伝産ガイドブックが役に立っていない	5 (15.6%)
伝産ガイドブックを認知していない		16 (50.0%)
	今後伝産ガイドブックを活用したい	8 (25.0%)
	伝産ガイドブックを活用しようと思わない	8 (25.0%)
その他 (回答不明等)		1 (3.1%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした伝統工芸品37品目のうち、伝統的工芸品に指定されている31品目に係る産地組合について調査した。

3 伝統的工芸品31品目のうち1品目については、複数存在する産地組合から2組合を調査したため、本表の合計は32産地組合となる。

表 5-(1)-⑦ 伝産ガイドブックが役に立っている又は活用したいとする産地組合の意見

No.	内容
1	行政機関に向けた書類作成に不慣れであり、独りよがりな事業計画等を立案しがちであったことから、伝産ガイドブックの内容は参考となった。また、事業終了後、産地組合としては早く補助金に頼る状況から卒業し、自立しなければならないと感じた。
2	伝産補助金の申請に関して、どのように記載するのか、その観点が整理されており、大変参考となっている。
3	今回の調査を受けて、初めてマニュアルの存在を認識した。現在、次期振興計画に向けた準備を進めているが、マニュアルの内容を確認したところ、作業の流れが分かることもあり、今後活用していきたい。

(注) 当省の調査結果による。

一方、伝産ガイドブックが役に立っていないとする産地組合や、今まで伝産ガイドブックの内容を認知しておらず、また今後活用しようと思わないと回答した産地組合もあり、こうした組合からは、表5-(1)-⑧のとおり、伝産補助金を活用するためには、伝産ガイドブックよりも書類作成のための相談・支援窓口が必要とする意見も聴かれた。

また、調査対象とした産地組合や地方公共団体の担当者からは、表5-(1)-⑨のとおり、伝産補助金の活用促進に向けて、振興計画の策定等のための人的支援（人材の派遣）等が必要とする意見もみられた。

表 5-(1)-⑧ 伝産ガイドブックが役に立っていない又は活用する予定がないとする産地組合の意見

No.	内容
1	伝産ガイドブックだけでは、伝産補助金の交付申請に係る事務処理に対する負担は減らない。伝産ガイドブックよりも書類作成のための相談窓口や実際に書類作成を手助け

	してくれる窓口などの体制が整備されることの方が、補助金申請の動機付けとしてより重要である。
2	初めて補助事業を行う場合には、伝産ガイドブックのみで手続を自力で行うのは難しいのではないか。
3	伝産ガイドブックには、主に振興計画の作成方針や考え方が記載されており、具体的な記載要領のようなものは記載されていないため、内容を理解するのが難しく、これを見ただけでは実際の振興計画の策定は難しいと思われる。

(注) 当省の調査結果による。

表 5-(1)-⑨ 伝産補助金の活用促進に向けた産地組合・地方公共団体の意見

No.	主体	内容
1	市区町村	各産地組合において長期的な振興計画を立てることができる人材が不足していることから、ほとんどの産地組合の振興計画は前回の計画を踏襲した内容となっているのではないかと考えている。 このことから、長期的な振興計画を立てられる人材の育成及び人材の派遣に係る支援が必要ではないか。
2	産地組合	ここ数年、組合独自事業が増え、組合事務局の業務量が増加しているため、組合の事務職員が雇えるように、国から組合の運営費を補助してもらいたい。
3	市区町村	必要最小限の人数の事務局体制で運営せざるを得ない産地組合にとって、伝産補助金の申請手続事務等の負担は大きい。国の伝統工芸振興施策について、その担い手である産地組合が活用することは困難な状況が見受けられることから、その状況への対応等が図られれば、施策も有効活用されるのではないか。
4	産地組合	産地組合事務局に対する人的支援（無償の人員派遣など）があれば、様々な支援制度を利用できると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

#### (ウ) 伝産補助金以外の支援制度の活用状況

上記(イ)のとおり、伝産補助金の活用に向けた書類作成のための相談・支援窓口が必要とする産地の意見がみられる一方、他の支援制度の中には、都道府県中小企業団体中央会の支援策や、地域産業資源活用事業（中小企業庁）のように、補助事業の申請に併せて申請書類作成や事業遂行に係る支援を受けることが可能な制度もみられた。

調査対象とした産地組合・製造事業者においては、表5-(1)-⑩のとおり、需要の拡大に向けた取組を実施するに当たって、これらの支援制度を活用することで、申請が円滑に進み、取組が成果を上げているとする例もみられ、中には、事務局体制のせい弱さにより申請等が困難として伝産補助金は活用せず、申請書類の作成についても支援が受けられる他の支援制度を活用したとしている例もみられた。

表 5-(1)-⑩ 補助事業の申請に係る支援を受けて取組を実施し、成果を上げている例

No.	実施主体	内容
1	産地組合	<p>産地組合は、申請書類作成や事業遂行の支援がある都道府県中小企業団体中央会の支援策を度々活用し、インバウンド対応、ブランド化への取組を実施している。</p> <p>なお、産地組合は、伝産補助金については、事務局体制が弱い弱であるため、国の補助金の申請に際して必要な振興計画や申請書類の作成が事務局のみでは困難であることから、活用するつもりはないとしている。</p>
2	製造事業者	<p>製造事業者は、従前から、古くなった伝統工芸品（織物）を個人や着物問屋・小売店から回収し、裂いてできた糸を用いて新たな生地として織り直す「裂き織り」というサービスを実施していたこともあり、地域産業資源活用事業<sup>(注2)</sup>を活用して、「裂き織り」技術を活用した事業をブランディングし、知人のデザイナーと共に新商品開発に取り組むこととした。</p> <p>本事業により、古くなった着物をリメイクしてほしいといった注文や、製品の作成を持ち掛けてくる事業者など取引先が増え、この取組に興味を持ったメディアから取り上げられる機会も増加した。</p> <p>なお、本事業を実施するための支援策については、独立行政法人中小企業基盤整備機構が申請手続きを含めた事務作業について支援しており、製造事業者は「本事業が認定されるまでの書類作成を中小企業基盤整備機構がサポートしてくれたため、申請が円滑に進んだ。」としている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 地域産業資源活用事業は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号。以下「地域資源活用促進法」という。）に基づく事業であったが、令和2年10月1日に、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号。以下「中小企業成長促進法」という。）が施行されたことから、地域資源活用促進法は廃止となっている。

なお、地域産業資源活用事業の計画期間が継続している製造事業者においては、地域資源活用促進法で措置されていた支援を引き続き受けられるよう、中小企業成長促進法附則第8条及び第10条において、経過措置規定が設けられている。

### (I) 支援制度の活用促進に向けた措置の必要性（当省の考察）

当省の調査結果では、産地において、振興計画の作成や伝産補助金の交付申請に係る事務負担の軽減による補助金の有効活用を目的として作成された伝産ガイドブックについて、役に立っているとする産地組合がみられた。一方、産地の体制が弱体化している現状から、補助事業の申請に併せて申請書類作成や事業遂行に係る支援を受けることが可能な制度を活用することで、申請が円滑に進み、取組が成果を上げているとする例もみられたように、伝産補助金の交付申請に係る事務処理や事業遂行等に対する物理的な援助の方が役に立っているなど、そうした支援を望む意見もみられた。

以上によれば、取組を実施しようとしている者の体制を補完する実効性のある方策が産地組合等の取組の後押しとなり、伝統工芸品産業の振興において有効と考えられる。このようなことから、経済産業省においては、現在実施している伝産ガイドブックの配布等に加え、伝産補助金の活用促進も含めた産地の体制への支援について、当省が把握した産地組合にとって役に立っている実態やニーズを踏まえた更なる検討が望まれる。

なお、伝産協会では、令和3年度からコンサルタント産地支援事業として、産地に専門家を派遣して、産地の課題解決に向けた戦略の策定、将来の産地の自走化に向けた各種支援メニューの選定・申請サポートを行うこととしており、今後、上記の支援制度等の活用促進についても、併せて検討することが望ましいと考えられる。

## (2) 地方公共団体の関与

### ア 産地における地方公共団体の役割

前述の項細目5(1)のとおり、産地において、需要の拡大、後継者の確保、原材料・用具等の確保といった産地の課題の解決に向けた取組の主体となるのは、主に産地組合・製造事業者であり、地方公共団体は、産地組合・製造事業者の取組に対する支援を実施している状況がみられた。しかし、体制のせい弱さ等を理由として、産地組合・製造事業者が自ら取組を実施することが困難であったり、補助金の活用を断念したりするような例もみられた。

このような状況を踏まえ、地方公共団体においては、表5-(2)-①のとおり、産地組合に代わって自ら主体となり、産地の課題解決に向けた取組を実施している事例もみられた。

表 5-(2)-① 産地組合の体制のせい弱さから課題解決に向けた取組を行うことができない事例と地方公共団体の支援事例

No.	品 種 (実施主 体)	内 容
1	和紙 (産地組 合/市区 町村)	<p><b>産地組合の状況</b></p> <p>過去 2 回、将来の従事希望者を対象とした後継者育成事業を主催して実施しており、受講生の中からは職人として産地において活動する者も数人輩出している。しかし現在では、組合員の減少や、高齢化等の状況を踏まえると、産地組合が自ら事業主体となることは困難な状況となっている。</p> <p><b>地方公共団体による取組</b></p> <p>産地組合の状況を踏まえ、市区町村が主体となって、伝統工芸品に関わる基礎知識及び技術の習得を目的とした後継者育成研修を平成 28 年 10 月から令和元年 9 月まで 3 年間実施しており、研修の結果、後継者 6 人の確保につながっている。</p>
2	人形・こ けし (産地組 合/市区 町村)	<p><b>産地組合の状況</b></p> <p>新商品開発や販路開拓に向けた取組は実施できていない。これらの取組は、当該事業によって売上げを計上し、負担する事業費を回収できると見込めるからこそ、「当該事業展開を行う」という判断をすることとなる。しかし、伝統工芸品が売れなくなってきている中で、リスクを背負って軽々に当該判断を行うことはできず、取組を実施しかねている状態にある。</p> <p>また、産地組合の事務局体制は、パート職員が 1 人いるものの、専任の職員は 1 人のみであり、体制のせい弱性も、事業展開のネックとなっている背景の一つである。</p> <p><b>地方公共団体による取組</b></p> <p>若手製造事業者がマーケティングや販売手法に関するノウハウを持っておらず、新商品開発や販路開拓に向けた具体的な取組を行えていない状況</p>



	<p>を踏まえ、インバウンド需要の取り込みに向けた新商品開発を行う事業を実施</p> <p>同事業では、外国人DJやデザイナーで構成されるプロジェクトチームを結成して、観光客、外国人バイヤー、留学生に対するマーケティング調査や企画開発会議を実施し、三つの新商品の開発を実現。うち二つは売上目標を達成しており、一定の成果を上げている。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

上記の状況を踏まえると、今後、産地組合等の体制が弱体化する中で、産地の課題解決に向けた地方公共団体の役割は、相対的に大きなものになると想定されることもあり、本項細目では、産地の課題解決に関する地方公共団体の関与の現状について、整理することとした。

#### イ 地方公共団体による支援等の実施状況

調査対象とした18都道府県及び33市区町村における、伝統工芸品産業の振興及び技術等の継承に向けた支援等の実施状況について、その実態を整理した。

調査対象とした地方公共団体の支援等の在り方を当省で類型化したところ、①産地組合・製造事業者等の取組に対する財政的な支援（補助金等）、②産地組合・製造事業者等に対するノウハウ・情報の提供等、③地方公共団体が自ら実施する伝統工芸の振興に向けた取組があり、合計3種類に整理した（当該分類については、以下「支援の方向性」とする。）。

また、地方公共団体によっては、表5-(2)-②のとおり、産地への支援に当たって、独自の計画を策定することで、産地の抱える課題について、その内部要因（強み・弱み）と外部要因（伝統工芸を取り巻く好機・脅威）を分析した上で、計画的に施策を講じている例などが確認されたほか、表5-(2)-③のとおり、地域再生計画に伝統工芸品産業の振興を盛り込み、製造事業者に対する販路拡大に向けた支援や、生産設備の整備に係る支援等を実施している例も確認された。

表 5-(2)-② 伝統工芸品産業の振興に向けた独自の計画を策定して支援等を行っている例

No.	実施主体	内容
1	都道府県	<p><b>計画を策定した背景・内容</b></p> <p>産地、市区町村、都道府県が一体となって伝統工芸品の振興に努めるために、独自の振興計画を策定している。</p> <p>同計画では、産地の将来を担う人材の育成や、海外も見据えた新たな販路開拓の必要性、商品の魅力向上について記載しているほか、都道府県の役割として、産地や市区町村が主体的に行う様々な課題解決の取組を総合的に支援する旨を記載している。</p> <p>また、産地等への支援に当たっては、その取組に対する直接的な支援のほか、マーケティングやデザイン等の専門的なスキルに関する相談や支援体制の整備、異業種連携の促進、関係機関との調整など、産地が事業に取り組みやすい環境の整備を進めることとしている。</p>

		<p><b>計画に基づく支援等の内容</b></p> <p>平成 23 年度から、伝統的工芸品を中心とした、ものづくり産業全般の産業デザイン導入やマーケティング等に基づいて、専門的指導及び助言を行い、新商品開発等を支援する支援機関を設置している。</p> <p>調査対象製造事業者においても、本支援機関を活用し、都道府県内のデザイナーとのマッチング支援を受け、アクセサリー等を開発し、新ブランドを立ち上げている。</p> <p>なお、新ブランドは、展示会における反応も好調で、順調に販路を拡大し、売上げも増加傾向にあるほか、海外有名服飾ブランドとの協働による新商品の開発にもつながっているなど、一定の成果が確認されている。</p>
2	市区町村	<p><b>計画を策定した背景・内容</b></p> <p>市区町村内の伝統工芸品（木工品・竹工品）が伝統的工芸品に指定されたことを受け、伝統工芸品全般に振興を図る動きが生まれ、同じ国指定の伝統的工芸品にも、海外向けの輸出額が増加することで産地が活性化した品目（金工品）があるなど、伝統工芸品産業に成長がみられた。</p> <p>こうした状況や伝統工芸品に関係する事業者を多数抱えている地域特性等を生かし、伝統工芸を活用した交流人口の拡大への取組を進めていくため、独自の計画を策定し、伝統工芸の振興について新たな方向性を示している。</p> <p>同計画では、域内にある品目の課題について、内部要因（産地の強み・弱み）と外部要因（伝統工芸品を取り巻く好機・脅威）から分析し、同品目が目指すべき姿と振興策について、個別の分析を実施している。</p> <p>当省が調査対象とした伝統工芸品（和紙）については、計画において、「品目が持つ文化的価値の発信力の弱さ」、「マーケティング・販路開拓が進んでいない」、「和紙のブランドが一般消費者に浸透していない」といった課題が分析されており、当該分析を踏まえた振興策として、和紙文化の発信力を高め、交流機能を強化するとともに、国内・海外の販路開拓を進める旨が示されている。</p> <p><b>計画に基づく支援等の内容</b></p> <p>調査対象とした伝統工芸品（和紙）の産地組合に対し、各種展示会への出展事業等に係る経費を補助することで、販路拡大に向けた支援を実施している。</p> <p>産地組合は、伝統工芸品の販路拡大に向けて、地方都市で開催されているペーパーショーに継続して参加するほか、都内を含めた各種の展示会へ参加するとともに、新たな技術で製作した和紙や新素材等を使用した和紙を紹介するなどの取組により、伝統工芸品の認知度の向上と販路の拡大を図っているとしている。</p>

3	都道府県	<p><b>計画を策定した背景・内容</b></p> <p>伝統工芸品（和紙）のうち重要無形文化財の指定要件を満たした製造技術がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受け、都道府県、市区町村、関係事業者が連携して課題に取り組む計画を策定している。</p> <p>同計画では、同伝統工芸品の活性化に向けた重点対応課題として、①技術をつなぐ後継者の育成、②技術を支える原材料の確保、③需要の把握・需要の拡大、④国内外での知名度・ブランド力の向上、⑤無形文化遺産登録効果を生かした地域の魅力向上を掲げている。</p> <p><b>計画に基づく支援等の内容</b></p> <p>都道府県は、上記計画に基づき、伝統工芸品の振興に向けて、主に、以下の取組・支援等を実施している。</p> <p><b>1 原材料の供給力強化・高品質化</b></p> <p>伝統工芸品の原材料の供給力強化と高品質化に向けて、楮栽培技術・管理技術の研究、楮品質評価方法の研究、トロロアオイの保存技術の研究を実施。また、トロロアオイの新たな保存技術を開発している。</p> <p><b>2 海外展開支援</b></p> <p>伝統工芸品の海外での需要の拡大、知名度・ブランド力向上に向けて、欧州等における当該伝統工芸品（和紙）の展示・商談、海外におけるテスト販売、国際見本市への出展、知事トップセールスによる海外でのPR、海外旅行博への出展等を実施し、海外でのブランド力向上、販路拡大を図っている。</p> <p><b>3 伝統工芸品の認知度向上・PR</b></p> <p>都道府県内の世界遺産との連携、大都市圏における観光展開によるPRのほか、伝統工芸品の産地への旅行商品の造成支援、世界遺産を活用した周遊キャンペーン等の実施により、今後、伝統工芸品の産地としての認知度向上を図るとしている。</p> <p><b>4 用具職人の育成（桁、簾（すだれ）、刷毛）</b></p> <p>産地組合が行う製作技術研修に対する支援を行うことで、用具職人の育成に寄与するとしている。</p>
---	------	---

(注) 当省の調査結果による。

表 5-(2)-③ 地域再生計画に伝統工芸品産業の振興を盛り込み、支援等を行っている例

No.	実施主体	内容
1	都道府県	<p><b>地域再生計画を策定した背景・内容</b></p> <p>地域全域で地域づくりと一体となった移住促進を図るとともに、地域の文化・芸術・伝統を生かした文化産業の形成、イノベーションの促進などによる新たな産業の創出、若者・高齢者・女性・障害者などの就労促進により、</p>

		<p>全ての住民が活躍できる社会を構築するための取組を展開し、地域経済の維持・活性化を目指し、地域再生計画を策定している。</p> <p>地域再生計画における伝統産業の位置付けとして、伝統産業を「売れる産業」とするための知識の習得を図るとして、以前、都道府県単費事業により実施していた次世代職人育成事業を地域再生計画に組み込んでいる。</p> <p><b>計画に基づく支援等の内容</b></p> <p>地域再生計画に基づき、伝統産業を「売れる産業」とするための知識を製造事業者等に習得させるため、伝統産業に特化した「売り込み」の勉強会を実施しており、「世代ごとの売れ筋のトレンドは何か」、「どのようなデザインが消費者受けするか」、「どのぐらいの値段なら売れるか」、「どのように売り込みをかけていくか」、「海外需要にどのように応えていくか」等について、外部講師を交えたゼミナールを開講して知識の習得を図っている。</p> <p>都道府県の担当者は、事業効果について、「売上高や成約数については把握していないが、一部品種では、今までにないポップな新柄が人気となっているなど、各製造事業者等が習得した「売るための知識」が売上げの向上や売り方の工夫に反映しており、事業目的に沿った効果が現れていると考えている。」としている。</p>
2	市区町村	<p><b>地域再生計画を策定した背景・内容</b></p> <p>伝統工芸品（織物）の原材料が不足していることや、産地において原材料を生産する技術者の後継者の不足が問題となっていることなどから、地域再生計画を策定し、同計画に基づく地方創生拠点整備交付金を活用し、原材料部門における後継者育成等を目的とした拠点施設を整備することで、原材料の生産増加・質の向上を図るとしている。</p> <p><b>計画に基づく支援等の内容</b></p> <p>地域再生計画に基づき設立した拠点施設の管理者となり、シニアや女性を対象とした原材料の生産に関する技術講習会等を開催し、地元産の素材から原材料を作り、地域の伝統工芸製造事業者に供給することで、原材料から一連の産業に携わる関係者の生産性向上につなげるとしている。</p> <p>なお、当該拠点施設には、開所から3か月間で約280人が訪れており、同市区町村は、「施設のオープン時に新聞等で取り上げられたこともあって、地域内の人だけでなく、地域外からも技術者になりたいといった人が技術講習会等に参加している状況にある。」としている。</p>
3	市区町村	<p><b>地域再生計画を策定した背景・内容</b></p> <p>400年の年月によって培われてきた伝統工芸品（織物）の技術や知識が、地域の繊維産業へと受け継がれ、地域を代表する産品として国内外から高い評価を受けていることもあり、地域再生計画において、地域のシンボルである城跡の築城400年を記念した取組（城郭の周辺整備や企画展）に加えて、地域で育まれてきた伝統工芸品産業を伝え、それらを担う人材を確保するなど、伝統工芸品産業の活性化についても図ることとしている。</p>

		<p><b>計画に基づく支援等の内容</b></p> <p>上記の地域再生計画に基づき、市区町村内の製造事業者等に対して、以下の支援を実施している。</p> <p><b>1 伝統工芸品産業の担い手育成</b></p> <p>製造事業者等により構成されるグループが実施する、人材確保のために必要な情報発信、人材育成、伝統工芸品を活用した試作品開発等について、市区町村がその経費の一部を助成することにより、地場産業の将来における継続的な発展を支援している。</p> <p><b>2 生産設備等の補助</b></p> <p>伝統工芸品産業の継承及び発展を目的として、製造事業者等に対し、伝統工芸品の製造や、原材料を生産するために必要な生産設備の整備・機器類の購入について、市区町村がその経費の一部を助成している。</p>
--	--	---

(注) 当省の調査結果による。

#### ウ 地方公共団体による方向性別の支援等の実施状況と課題

上記イで整理した3種類の支援の方向性別に、地方公共団体の支援等の在り方を整理した結果については、以下(ア)～(ウ)のとおりである。

##### (ア) 産地組合・製造事業者等の取組に対する財政的な支援（補助金等）

当省が調査対象とした18都道府県及び33市区町村は、表5-(2)-④のとおり、産地組合及び製造事業者の実施する需要の拡大、後継者の確保、原材料・用具等の確保といった取組に対し、その経費を補助するなど財政的な支援を実施していた。

伝産補助金では支給対象外となっている取組に対しても、地方公共団体の支援制度では支給対象となっており、産地組合等においては、地方公共団体の支援制度を活用することで成果を上げている事例が確認された。

表 5-(2)-④ 国の支援制度を補完している地方公共団体の支援策等の例

実施主体	内容
市区町村	<p>産地組合は、伝統工芸品の製造を産業として自立させるためには、その価値を広く周知し、販路を拡大する必要があるため、平成 25 年度から、経済産業省の伝産補助金（需要開拓事業）と平行して市区町村の支援制度を活用し、産地に近い都市部や、購買層が比較的多い首都圏での展示販売事業を実施している。</p> <p>産地組合は、「経済産業省の伝産補助金については、見本会など販売行為を伴わないものにしか活用できない。」としており、市区町村の支援制度を活用することで、販売行為を伴う展示会に参加するなど、市区町村の支援制度が国の支援制度を補完するものとなっている。</p> <p>なお、本伝統工芸品の生産額は、平成 23 年度から 30 年度にかけて約 80%増加しており、産地組合は、本事業も、この生産額増加の一助になっているとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 産地組合・製造事業者等に対するノウハウ・情報の提供等

当省が調査対象とした18都道府県及び33市区町村の中には、製造事業者の需要の拡大、後継者の確保、原材料・用具等の確保に向けた取組を後押しするため、セミナー等の開催や、異業種連携等の機会の提供、地方公共団体の保有している情報の提供など、これらの取組に関するノウハウ・情報の提供等を実施している例がみられた。

調査対象とした地方公共団体によっては、表5-(2)-⑤のとおり、製造事業者等に対して、新商品開発に向けたノウハウを提供することで需要の拡大に向けた新商品開発につながったとする事例や、地方公共団体の保有する情報を提供することで原材料等の安定的な確保につながったとする事例がみられた。

表 5-(2)-⑤ 地方公共団体におけるノウハウ・情報の提供等により成果がみられた事例

No.	実施主体	取組の 類型	内容										
1	市区町村	需要の 拡大	<p>製造事業者においては、ものづくりの技術は十分にあるものの、情報収集・分析・商品企画・販売戦略等を自ら実施するためのノウハウが十分ではなく、消費者のニーズを追求することなく商品開発・販路開拓を望む傾向がいまだに根強く残っているのが現状である。</p> <p>上記の実態を踏まえ、製造事業者に向けて、マーケティングから商品企画・販路開拓に至るまでの過程を学ぶワークショップを下表のとおり全5回にわたって開催し、初回の講義では、ターゲットの設定からコンセプトメイキングのプロセスについて説明している。本事業の結果、3事業者が高付加価値型の新製品を開発し、今後の販路の開拓につながっている。</p> <p>表 当該市区町村の実施しているワークショップの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ワークショップの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>先進的な事例の紹介を通じて、販路開拓におけるターゲットの設定からコンセプトメイキングのプロセスなど、一連の流れを踏まえた、ものづくりの考え方について講義を実施 また、参加事業者が、実際に自社製品の方向性を検討する機会を設けている。</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>参加事業者が、製品の原材料について調査・研究を行い、原材料の特性等を踏まえ、商品開発に向けた発想の着眼点を探る機会を設けている。</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>第2回の検討を基に、参加事業者が各自で現在医療の特性等について調査した内容を発表し、講師の講評を踏まえ、企画をより現実的で、販売につながるものとするための検討を実施している。</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>「企画のブラッシュアップ」をテーマとして、参加事業者による講師への個別相談を中心に、商品企画の精度向上を目指す。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	ワークショップの内容	第1回	先進的な事例の紹介を通じて、販路開拓におけるターゲットの設定からコンセプトメイキングのプロセスなど、一連の流れを踏まえた、ものづくりの考え方について講義を実施 また、参加事業者が、実際に自社製品の方向性を検討する機会を設けている。	第2回	参加事業者が、製品の原材料について調査・研究を行い、原材料の特性等を踏まえ、商品開発に向けた発想の着眼点を探る機会を設けている。	第3回	第2回の検討を基に、参加事業者が各自で現在医療の特性等について調査した内容を発表し、講師の講評を踏まえ、企画をより現実的で、販売につながるものとするための検討を実施している。	第4回	「企画のブラッシュアップ」をテーマとして、参加事業者による講師への個別相談を中心に、商品企画の精度向上を目指す。
区分	ワークショップの内容												
第1回	先進的な事例の紹介を通じて、販路開拓におけるターゲットの設定からコンセプトメイキングのプロセスなど、一連の流れを踏まえた、ものづくりの考え方について講義を実施 また、参加事業者が、実際に自社製品の方向性を検討する機会を設けている。												
第2回	参加事業者が、製品の原材料について調査・研究を行い、原材料の特性等を踏まえ、商品開発に向けた発想の着眼点を探る機会を設けている。												
第3回	第2回の検討を基に、参加事業者が各自で現在医療の特性等について調査した内容を発表し、講師の講評を踏まえ、企画をより現実的で、販売につながるものとするための検討を実施している。												
第4回	「企画のブラッシュアップ」をテーマとして、参加事業者による講師への個別相談を中心に、商品企画の精度向上を目指す。												

			<p>参加事業者における商品企画のコンセプト、ターゲット設定、想定販路、価格帯、競合商品、販売戦略、広報戦略、生産体制等の精査を行う。</p> <p>第5回 参加事業者それぞれに商品企画のプレゼンテーションを行ってもらい、講師による講評・審査を実施する。</p> <p>なお、本プレゼンテーションを通じて、特に優秀な企画と評価された上位3事業者については、講師による継続的なフォローアップを行い、実際の商品化に向けた支援を実施している。</p> <p>(注) 当省が作成した。</p>
2	都道府県	需要の拡大	<p>都道府県が指定する伝統工芸品の製造に10年以上従事したおおよそ50歳以下の職人を対象に、①海外展開に当たって現在直面している課題や改善すべき点等について、電話や対面等の面談による専門家のヒアリングを実施し、②ヒアリングの結果を踏まえ、実際に海外展開する際に直面する課題に対して専門家から実践的なアドバイスやマッチングの機会を提供する等といった支援策を実施している。</p> <p>本事業に参加した製造事業者の中には海外での販路開拓に成功している例があるほか、都道府県の担当者は、「伝統工芸品を専門家（海外のアドバイザー）に見せることで、例えば、品質の良さから、デザインを変えたりすることなく、そのままの形でも売れるといった評価が得られるなど、日本とは違った反応や商機に気付くことができている。そういった点からも成果を感じている。」としている。</p>
3	市区町村	需要の拡大	<p>伝統工芸品の国内需要が低迷している実態を踏まえ、製造事業者が伝統工芸品の製造技術を応用し、文化財の修復を受注することができれば売上げの増加につながる可能性があるとして、文化財修復の基礎を学ぶことが可能なセミナーを開催している。</p>
4	都道府県	原材料の確保	<p>都道府県内で生産されている伝統工芸品の原材料は、樹木の樹皮である。従前から、伝統工芸品の製造事業者は、当該樹木を産地内で採取していたが、近年、当該樹木の数が少なくなったため、地域内や比較的近隣の国有林から樹木の植生地帯を探し、産地を管轄する森林管理署から立木として買い受けていた。</p> <p>しかし、当該樹木をある程度まとめて採取できる場所が、次第に国有林の奥地に移り変わり、人力での採取作業が困難となっていたほか、原材料の植生の分布など基礎情報が不足していることもあり、産地においては、原材料の継続的な確保が大きな課題となっていた。</p> <p>このように原材料の確保が課題となる中、同都道府県は、原材料となる樹木の樹皮を安定的に確保するため、平成25年3月に、森林管理局と連携して、当該原材料の利用方策を取りまとめている。</p>

		<p>同方策では、原材料となる樹木が伝統工芸品の製造に適した大きさに成長するまでの期間を40年と想定し、国有林・都道府県有林内に計40か所程度設定した採取区域から順に50本程度を採取し、一巡後にそれを繰り返すことで、原材料を計画的・持続的に確保するとしている。</p> <p>産地組合等においては、平成26年度から、当該方策に基づく計画的な原材料の確保を実施しており、26年度及び27年度は都道府県有林から調達し、28年度及び29年度は国有林から調達している。</p> <p>産地組合は、当該都道府県の定めた本方策について、「以前、製造事業者等においては、原材料の調達に向けて、自ら樹木を探す必要があったが、本方策により、当該作業が不要となり、安定的に原材料の確保が図れるようになった意義は大きい。」と評価している。</p>
--	--	--

(注) 当省の調査結果による。

#### (ウ) 地方公共団体が自ら実施する伝統工芸の振興に向けた取組

当省が調査対象とした18都道府県及び33市区町村の中には、地域内の伝統工芸品産業の振興及び技術等の継承に向けて、地方公共団体が主体となり、時には産地組合や製造事業者と連携するなどして、需要の拡大、後継者の確保及び原材料・用具等の確保に向けた取組を実施している例がみられた。

地方公共団体によっては、表5-(2)-⑥のとおり、取組を通じて生活様式の変化に対応した新商品開発につながったとする事例や、体制面のせい弱な産地組合に代わり、地方公共団体が主体となって研修等を実施するなど、後継者の確保や重要無形文化財としての技術の継承に取り組んでいる事例、地方公共団体が大学等と連携して不足する原材料・用具等の確保に関する研究を実施する事例なども確認された。

表5-(2)-⑥ 地方公共団体が自ら実施している取組により成果がみられた事例

No.	実施主体	取組の 類型	内容
1	市区町村	需要の 拡大	<p>伝統工芸品の需要が減少している要因には、製品が現代の生活様式と合っていないこと（住宅の洋風化により、従来、製品を置いていた床の間等和室の減少）等があるとして、現代の生活様式に合った製品を開発するとともに、国内外の新たな顧客層（例えば、自宅でホームパーティーを開催し、ロコミ等の情報発信によりインフルエンサーとなる中流・上流層）をターゲットとした販路開拓を行う必要があると認識している。</p> <p>平成27年度から産地組合と連携して、アドバイザーを招へいし、アクリル等の異素材を製品に組み込むなど、洋室ともなじむ、現代の生活様式に適合した新商品を開発するとともに、国内外のバイヤーが出入りする東京のセレクトショップで展</p>



			示販売することで、伝統工芸品のブランドイメージの確立を図っている。
2	市区町村	需要の拡大	<p>若手製造事業者がマーケティングや販売手法に関するノウハウを持っておらず、新商品開発や販路開拓に向けた具体的な取組を行えていない状況を踏まえ、インバウンド需要の取り込みに向けた新商品開発を行う事業を実施</p> <p>同事業では、外国人DJやデザイナーで構成されるプロジェクトチームを結成して、観光客、外国人バイヤー、留学生に対するマーケティング調査や企画開発会議を実施し、三つの新商品の開発を実現。うち二つは売上目標を達成しており、一定の成果を上げている。</p>
3	市区町村	後継者の確保	<p>技術等の一部が重要無形文化財にも指定されている伝統工芸品（和紙）について、職人の後継者の確保・技術の継続性の確保を目的とした「手すき和紙後継者育成研修」を、平成28年10月から令和元年9月まで3年間、市区町村が主体となって実施している。</p> <p>当該研修では、和紙の製造に係る基礎知識及び技術の習得を目的として、重要無形文化財の保持団体が講師を担当しており、研修の結果、後継者6人の確保につながっている。</p> <p>なお、同様の後継者育成事業については、過去2回、産地組合の主催により実施されていたが、現在、組合員の減少や、高齢化等の事情によって、産地組合が事業主体となることは困難な現状から、現在では同市区町村が主体となって事業を実施している。</p>
4	市区町村	後継者の確保	<p>生産者も生産額も減少傾向にある状況を打開すべく当該伝統工芸品の再興を図ろうという取組の中、新たな発想とやる気を持って、行政機関や関係団体と連携し、普及促進と保存継承を図る業務に協力できる人材を募集し、地域おこし協力隊に委嘱。これまで地域おこし協力隊の委嘱期間を終了した者は3人であり、うち2人は、調査時点で、同市区町村内に在住し、生産者として活動している。</p>
5	市区町村	後継者の確保	<p>技術等の一部が重要無形文化財にも指定されている伝統工芸品（織物）について、長引く景気の低迷や生活様式の変化による生産量の減少から、今後、その技法が途絶えることを懸念している。</p> <p>また、同市区町村では、本伝統工芸品の製造技術を後世に伝えるためには、技術を学ぶ意欲のある研修生を受け入れ、育成する必要があると認識している一方で、生業としての成立が見込まれない以上、後継者としての定着は困難としている。</p> <p>そこで、市区町村は、後世に伝統工芸品の技術を確実に継承するため、伝統工芸品の製造技術者を市区町村職員（技術専門</p>

			<p>職)として採用し、収入を安定させた上で、当該伝統工芸品の全工程を習得させて技術を確実に継承するとしている。</p> <p>本技術専門職は、製造事業者の工房での研修のほか、同市区町村が実施する伝統工芸品に関連するイベントの担当者として、準備及び運営に関する業務を行うほか、伝統工芸品のPRに関する業務等も担当している。</p> <p>市区町村は、本技術専門職について、「将来的には、指導者として各工程の技術を伝える業務を担当させる予定である。」としている。</p>
6	市区町村	原材料の確保	<p>市区町村内で生産されている伝統工芸品(織物)の製造工程のうち、糸の染める部分を分ける「くくり」の工程には、手作業による手くくりのほか、くくり機を使用する機械くくりがあり、機械くくりを使用しても国指定の伝統工芸品の要件を満たしている。</p> <p>くくり機は、明治時代から使用されており、当初は人力による足踏み式であったが、約20年前に、産地組合が域内の関係機関に依頼し、作業時間を大幅に短縮することが可能な電力式の自動くくり機を開発しており、当該自動くくり機を使用することで、作業時間を大幅に短縮することが可能となっている。</p> <p>調査時点で、機械くくりによる製造事業者の半数が当該自動くくり機を活用しているが、自動くくり機は産地内の共同作業施設に4機設置されているのみであり、自動くくり機が故障した場合、伝統工芸品の製造が大きな打撃を受ける可能性があり、自動くくり機の維持管理は産地の重要な課題となっていた(なお、自動くくり機の開発に携わった担当者は既に退職しており、老朽化等により自動くくり機が故障した場合には、その修理を行うこともできない状況となっていた)。</p> <p>市区町村は、日頃から会議などで産地組合の職員や製造事業者と接する機会を有していたことから、産地において、自動くくり機の維持管理が課題となっていたことを把握し、連携協定を締結している地元大学との協働により、自動くくり機の維持管理に向けた調査研究事業を開始している。</p> <p>上記の調査研究を実施したことで、自動くくり機の維持管理について、①老朽化による部品の劣化が進行しているものの、当該部品が入手困難となっていること、②制御用ソフトが最新のOSに対応していないこと、③故障した際の修理・調整に長時間を要することなど、従来、漠然と認識されていた問題点が明らかになるとともに、当該機械の構造が把握され、今後、自動くくり機の実験機の試作が行われる予定となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

## エ 地方公共団体に対する支援の実態

### (7) 地方公共団体における伝統工芸品産業の支援の実施状況と意見

上記ウで整理したとおり、調査対象とした地方公共団体においては、産地組合・製造事業者への支援を行うほか、自ら又は産地組合や製造事業者との連携により、需要の拡大、後継者の確保、原材料の確保に向けた取組を実施している事例も確認されており、地方公共団体が伝統工芸品産業の振興に当たって重要な役割を担っている実態がみられた。

一方、調査対象とした地方公共団体の一部からは、表5-(2)-⑦のとおり、厳しい財政状況の中、地方公共団体単位で伝統工芸品産業の支援を継続することは困難とする実情や、伝統工芸品産業への支援の優先度は低いとする実情も確認された。

表 5-(2)-⑦ 伝統工芸品産業への支援に関する地方公共団体の意見

No.	主体	内容
1	都道府県	厳しい財政状況の中、都道府県単位で伝統工芸品の支援を継続することは困難となっている状況にある。
2	都道府県	伝統工芸品産業振興に係る予算は厳しい状況にある。
3	都道府県	伝統工芸の振興は、都道府県の中でも優先順位が低く、予算も付いていない。

(注) 当省の調査結果による。

調査対象とした地方公共団体が実施している伝統工芸品産業への支援・取組等について、国の支援制度の活用状況を確認したところ、地方公共団体による取組については、財源に制約がある中で、単独予算により取組等を実施している実態がみられた。

また、表5-(2)-⑧～⑩のとおり、調査対象とした地方公共団体の担当者からは、産地組合と地方公共団体が一体となって活用できる補助制度の創設や、地方公共団体に向けたノウハウ・情報の提供を望む声等が聴かれた。

表 5-(2)-⑧ 地方公共団体に向けた支援制度の必要性等に係る意見

No.	主体	内容
1	都道府県	伝統工芸品産業の振興は、製造事業者の経営力の強化と担い手の育成を両輪で進めていく必要があると考えている。本都道府県は、財政的にも厳しく、製造事業者の経営力強化に特化した取組を行っているが、伝統的工芸品の産地組合の体制が弱体化していく中で、個々の組合が振興計画を策定し、自ら補助金を申請する現在のスキームに加え、都道府県や市区町村が組合と一体となって後継者育成等に活用し得る補助制度等があれば、産地の実態に沿った活用が進むのではないかと思われる。
2	市区町村	製造事業者は、家族経営など小規模であること、伝統的に商品企画や販路開拓は卸商の役割とされてきたこと等から、振興計画等を策定して新製品開発や販路開拓等の事業を実施しようとする者がいない。 そのため、市区町村が主導して、伝統工芸品の復興振興計画を作成し、産地の復興・振興のための事業を実施している。経済産業省の伝産補助金

		は、製造事業者等を対象としていて、行政機関が実施する場合には対象とならないので、市区町村が主導して事業を実施する場合にも補助金の対象になるようにしてほしい。
3	都道府県	伝統工芸品産業振興に係る予算の状況は厳しい状況にある。伝統工芸の振興施策に関して、都道府県を対象とした補助金があるとよいと考えている。
4	市区町村	市区町村が行う伝統工芸品の海外展開事業や、インバウンド誘致に関する補助制度を創設してほしい。
5	都道府県	国の伝統工芸の振興に係る施策については、現在、産地組合や伝産協会を対象とした事業がほとんどであるので、都道府県を対象とした事業（需要開拓事業等）の創設を希望したい。

(注) 当省の調査結果による。

表 5-(2)-⑨ 地方公共団体に向けたノウハウ等の補完に係る支援に係る意見

No.	主体	内容
1	市区町村	伝統工芸品産業全体としては衰退傾向にある中でも、産地規模や生産額を維持又は増加しているような伝統工芸品について、その背景や要因、支援している地方公共団体の取組について、国から紹介してくれると参考になる。
2	市区町村	文化財保護部局が伝統工芸の後継者の確保に向けた支援を実施しているが、産業振興部局においては、産地組合や伝統工芸製造事業者等に対する支援等を実施しておらず、伝統工芸に関する知識を有する職員がいない。 このため、将来、何らかの伝統工芸の振興に関する支援策を検討する場合に、経験やノウハウを持つ相談先がほしい。

(注) 当省の調査結果による。

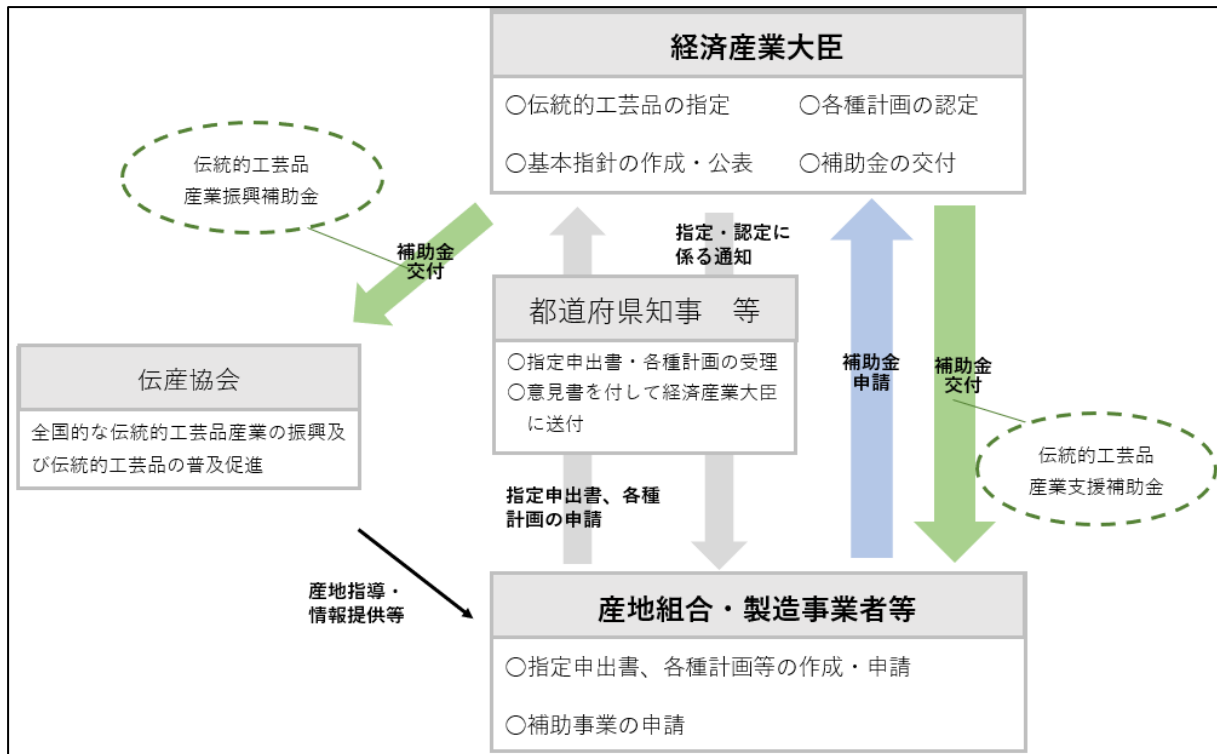
表 5-(2)-⑩ 国指定以外の伝統工芸品への支援に係る意見

主体	内容
都道府県	厳しい財政状況の中、都道府県単位で伝統工芸品の支援を継続することは困難となっている状況にある。経済産業省の補助金は、国の指定を受けた工芸品を対象としているが、都道府県指定を含めたそれに準ずる工芸品も支援を受けられるような制度・体制を希望したい。

(注) 当省の調査結果による。

なお、現時点では、地方公共団体による伝統工芸品産業の振興に向けた取組・支援について、これらに特化した国の支援制度はみられず、現行の伝産法の支援スキームにおいても、図5-(2)-⑩のとおり、経済産業省による伝産補助金の支援対象は産地組合・製造事業者等のみであり、地方公共団体は対象外となっている。

図5-(2)-⑪ 伝産法の支援スキーム



(注) 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

#### (イ) 地方公共団体に対する支援の必要性（当省の考察）

上記のとおり、伝統工芸品産業の振興及び技術等の継承に当たって、地方公共団体は、産地組合・製造事業者に対する財政的支援のみならず、取組に際して不足するノウハウ等の補完など多岐にわたる支援を行うほか、自ら又は産地組合や製造事業者等との連携により、需要の拡大、後継者の確保、原材料・用具等の確保といった産地の課題解決に向けた取組を実施している事例も確認されており、地方公共団体が伝統工芸品産業の振興に当たって重要な役割を担っている実態がみられた。

その一方で、調査対象とした地方公共団体によっては、厳しい財政状況の中で伝統工芸品産業の振興及び技術等の継承に向けた取組を行っている実態もみられた。

また、現時点では、地方公共団体が産地組合や製造事業者への支援等を実施する際、地方公共団体が活用可能な国の支援制度として、伝統工芸品産業の振興に特化したものはみられない。

なお、内閣府の地方創生推進交付金については、地方公共団体による伝統工芸品産業の振興に活用することも可能ではあるが、地方公共団体として伝統工芸品産業の振興よりも優先すべき事業がある場合等、必ずしも伝統工芸品産業の振興に活用することができない可能性もある。

以上を踏まえ、経済産業省及び文部科学省（文化庁）においては、伝統工芸品産業の振興及び技術・技能の継承について、地方公共団体が担っている役割の重要性や実態を鑑みて、その意見等を参考とし、支援の必要性等について検討することが望まれる。